



2016年3月22日

各 位

会 社 名：株式会社ツクイ
代表者名：代表取締役社長 津久井 宏
(コード番号：2398 東証第一部)

有償ストックオプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、2016年3月22日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条および第240条の規定に基づき、当社の取締役および執行役員に対し、下記の有償ストックオプション（新株予約権）を付与することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価額にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。

記

1. 新株予約権を付与する理由

長期的な当社グループの業績拡大および企業価値の増大を目指すにあたり、当社の取締役および執行役員のより一層の意欲および士気を向上させ、当社グループの結束力を高めると同時に、行使条件に2018年3月期における連結営業利益達成条件を盛り込むことにより、営業利益および企業価値の増大に対する目的を明確にして、当社の取締役および執行役員に対して有償にて新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権の発行要項

(1) 新株予約権の名称

株式会社ツクイ第2回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

(2) 本新株予約権の払込金額の金額と算定方法

新株予約権1個と引換えに払い込む金額（以下、「払込金額」という。）は、モンテカルロ・シミュレーションにより算定された公正価値である。本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価額にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから有利発行には該当しない。

(3) 割当日

2016年4月6日

(4) 新株予約権の割当を受ける者

当社の取締役 4 名

当社の執行役員 2 名

(5) 新株予約権の目的である株式の種類および数の算出方法

① 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。

② 本新株予約権の目的である株式の総数は 38,000 株 (本新株予約権 1 個あたり 100 株 (以下「割当株式数」という。)) とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の総数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。

(6) 本新株予約権の総数

380 個

(7) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

① 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額 (以下に定義する。) に割当株式数を乗じた額とする。ただし、これにより 1 円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる

② 行使価額は、新株予約権発行に係る取締役会決議日の前取引日である 2016 年 3 月 18 日の東京証券取引所における普通取引の終値 1,419 円とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、計算の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割 (または併合) の比率}}$

(8) 行使価額の調整

① 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式 (以下「行使価額調整式」という。) をもって行使価額を調整する。

なお、次の算式において「既発行普通株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{割当普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

② 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- a 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求または行使による場合を除く。）、調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- b 株式分割または株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないときおよび株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
- c 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む）または本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含む）、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当初行使価額で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権または新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、請求または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

- d 本号①ないし③の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①ないし③の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} \right) \times \begin{array}{c} \text{調整前行使価額によ} \\ \text{り当該期間内に交付} \\ \text{された株式数} \end{array}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切捨て、現金による調整は行わない。

- ③ 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- ④ a 行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。
 b 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（ただし、本項第(2)号④の場合は基準日）に先立つ45取引日（取引所において売買立会が行われる日をいう。）目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付けで終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 c 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- ⑤ 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
 a 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当

社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。

- b その他当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- c 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- ⑥ 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号②に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

(9) 本新株予約権の行使期間

2018年7月1日から2020年6月30日までとする。

(10) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による本新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要するものとする。

(11) 新株予約権の行使条件

- ① 本新株予約権者は、当社が開示した2018年3月期における有価証券報告書に記載された当社連結損益計算書において、営業利益が5,730百万円を超過している場合に、新株予約権者を行使することができる。なお国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、上記指標に相当する指標で別途参照すべきものを取締役会にて合理的に定めるものとする。
- ② 新株予約権の割当を受けた者は退職した場合、割当を受けた新株予約権を、その半数を上限に行使することができる。また、その場合の行使期間は、第9項における行使期間の範囲内において退職後2年までとする。
- ③ 新株予約権の割当を受けた者は、自己の責により懲戒解雇または論旨退職の制裁を受けた場合は、解雇された時点もしくは退職した時点から新株予約権を行使することができない。
- ④ 新株予約権の質入れその他の処分をすることはできない。
- ⑤ 新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合、相続人はその権利を行使することができない。
- ⑥ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

- ⑦ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
- ⑧ その他の条件については、当社と新株予約権の割当対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(12) 合併、会社分割等の組織再編行為の場合の措置

当社が他社と吸収合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、新設合併、会社分割その他の組織再編（以下、「組織再編行為」という。但し、株式移転および株式交換は除く。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本件新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホに掲げる会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約または新設分割計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する本件新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数（以下、「承継後株式数」という。）とする。但し、調整により生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。
- ④ 新株予約権を行使することができる期間
第 9 項に定める本件新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、第 9 項に定める本件新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
第 15 項に準じて決定する。
- ⑥ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、第 7 項で定められる行使価額につき合理的な調整がなされた額に、承継後株式数を乗じた額とする。
- ⑦ その他新株予約権の行使の条件並びに新株予約権の取得事由
第 11 項、第 13 項に準じて決定する。
- ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を必要とする。

(13) 新株予約権の取得事由

- ① 吸収合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、新設合併、会社分割、株式移転または株式交換等にかかる契約書（会社分割契約書および株式移転計画書等を含む。）の定めまたはこれらにかかる株主総会決議により、本件新株予約権が承継されないこととなった場合、本新株予約権については、当社取締役会が別途定める日に、当社は本新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- ② 本新株予約権を行使する前に、第 11 項に定める規定により本新株予約権の行使が不可能となった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

(14) 新株予約権証券の発行

当社は、新株予約権者の請求がない限り本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

(15) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし（計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

(16) 新株予約権の行使請求の方法

- ① 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、（発行されている場合は）本新株予約権証券とともに、第 9 項に定める行使請求期間中に第 18 項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。
- ② 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書および（発行されている場合は）本新株予約権証券を第 18 項記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第 19 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- ③ 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

(17) 株券の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関または口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

(18) 行使請求受付場所

当社総務部（またはその時々における当該業務担当部署）
住所 神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目6番1号

(19) 払込取扱場所

みずほ銀行上大岡支店（またはその時々における当該銀行の承継銀行もしくは当該支店の承継支店） 住所 神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目6番1号

(20) 新株予約権と引換えにする金銭の払込の期日

2016年4月6日

(21) 申込期日

2016年3月31日

(22) その他

- ① 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- ② 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- ③ その他本新株予約権発行の募集事項および細目事項については、取締役会決議により定めるものとする。

以 上

【本件に関するお問い合わせ先】

株式会社ツクイ 経営企画部
TEL045-842-4193